

気仙沼市新庁舎建設基本構想策定有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 気仙沼市新庁舎の建設の基本理念や基本方針等を示す気仙沼市新庁舎建設基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するにあたり、有識者等の意見を反映させるため、気仙沼市新庁舎建設基本構想策定有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、基本構想に係る次の事項について協議を行う。

- (1) 新庁舎の基本理念に関すること。
- (2) 新庁舎の基本方針（新庁舎の機能・性能、事業手法等）に関すること。
- (3) 新庁舎の建設位置に関すること。
- (4) 新庁舎の事業スケジュールに関すること。
- (5) その他基本構想に係る必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 有識者会議は、委員10人程度をもって構成する。

- 2 委員は、防災、建築、まちづくり、産業、行政経営、福祉等に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から基本構想の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 有識者会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、有識者会議の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、総務部財政課公共施設総合管理室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、基本構想の策定の日限り、その効力を失う。